

地区計画の区域内における行為の届出方法

現在、平塚市内には8つの地区計画区域があり、その地区ごとに建築物等に関する制限事項が「地区整備計画」として定められています。

この「地区整備計画」のうち、建築物に関する規定について定めた「平塚市地区計画建築物条例」(以下「条例」)が、平成20年7月1日から施行され、建築確認申請の際に建築基準法に基づき審査されることとなっていますが、条例化以外の規定については、都市計画法に基づく届出が必要です。

●届出の方法について

1、平塚市建築指導課に確認申請を行う場合の届出方法

- 1) 建築確認申請と共に、「都市計画の区域内における行為の届出書(第1号様式)」(以降「届出書」)正副2部を提出して下さい。届出書は工事着手の30日前までに提出することとなっています。(建築確認申請書提出と時期が合わない場合は、2に示す方法にて先に届出書と図面を提出して下さい。)
- 2) 建築確認申請図書には、届出書に記載された図面の種類を含みます。
- 3) 届出規定審査後、規定に適合している場合、不勧告印が押された届出書の副が返却されます。

2、指定確認検査機関に確認申請を行う場合の届出方法

- 1) 平塚市建築指導課に届出書正副2部を工事着手の30日前までに提出します。
- 2) 添付図面は、届出書に記載された図面の種類とし、正用の1部を提出します。
- 3) 届出規定審査後、規定に適合している場合、不勧告印が押された届出書の副が返却されます。

3、届出内容に変更がある場合は、「都市計画の区域内における行為の変更届出書(第2号様式)」(以降「変更届出書」)正副2部及び変更された図面を、平塚市建築指導課に提出します。

4、届出規定に適合しない場合は、平塚市まちづくり政策課から勧告がなされます。

5、地区計画区域のうち「富士見町地区」及び「五領ヶ台地区内のA-2地区以外の地区」においてはすべての制限事項が、条例化されていますので届出は不要となります。届出が必要な区域及び計画地区については裏面“平塚市地区計画建築物条例化規定及び届出規定表”を御覧下さい。

6、建築確認を伴わないリフォーム等の際には、「条例化された事項」及び「条例化以外の届出が必要な事項」双方について都市計画法上の届出が必要ですのでご注意ください。

なお、届出書及び変更届出書の用紙は、建築指導課ホームページからダウンロードができます。

■お問い合わせ

○条例及び届出に関する事項

平塚市まちづくり政策部建築指導課

TEL: 0463-23-1111 (代表) 2607、2608 (内線) FAX: 0463-21-9769

ホームページ: http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page-c_01918.html

○地区計画制定に関する事項

まちづくり政策部まちづくり政策課 TEL 内線 2429, 2428

		条例化規定 (確認申請時、建築基準法の規定とともに審査される。)(確認申請を伴わない場合は、届出規定となる。)								届出規定 (平塚市建築指導課へ都市計画法上の届出を行う。)			
地区 整備 計画 区域名	規定項目 計画地区名	用途の制限	容積率の最高限度	建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	高さの最高限度	形態及び意匠の制限	垣又はさくの構造の制限	壁面後退区域における 工作物の設置の制限	建築物等の色彩	緑化率の最低限度	広告物の色彩、 大きさ 及び形状等
		1 日向岡地区	A-1地区	●	-	-	●	●	●	●	●	-	■
A-2地区	●		-	-	●	●	●	●	●	-	■	-	-
B地区	●		-	-	●	●	-	●	●	-	■	-	-
C地区	●		-	-	●	●	●	●	●	-	■	-	-
2 五領ヶ台地区	A-1地区	●	-	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-
	A-2地区	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	■	-
	B地区	●	-	-	●	●	-	●	●	-	-	-	-
	C地区	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-
	D地区	●	-	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-
	E地区	●	-	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-
3 真田地区	A-1地区	●	-	-	●	●	-	-	●	-	■	-	■
	A-2地区	●	-	-	●	●	-	-	●	-	■	-	■
	B-1地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
	B-2地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
	C-1地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
	C-2地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
	D地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
4 東豊田地区	工業施設地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
	関連施設地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
5 富士見町地区	富士見町住宅地区	●	-	-	-	-	●	-	●	-	-	-	-
	豊原町住宅地区	●	-	-	-	-	●	-	●	-	-	-	-
	秦野道沿道地区	●	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-
	下道沿道地区	●	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-
	伊勢原線沿道地区	●	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-
6 真田・北金目地区	住宅地区	●	-	-	●	●	-	-	●	-	■	-	■
	大学関連地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
	東海大学前駅真田地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
	南北幹線地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
	東側幹線地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
	大学・交流地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
	センター地区	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	-	■
7 天沼地区	住宅地区A	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	■	■
	住宅地区B	●	-	-	●	●	●	-	●	■	■	■	■
	商業地区A	●	-	-	●	●	●	-	●	■	■	■	■
	商業地区B	●	-	-	●	●	●	-	●	■	■	■	■
	医療・福祉地区	●	-	-	●	●	●	-	●	■	■	■	■
	工業地区	●	-	-	●	●	-	-	●	■	■	■	■
8 ツインシティ 大神地区 ※地区計画建築物 条例施行までは全 て届出	産業地区1	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	■	■
	産業地区2	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	■	■
	産業地区3	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	■	■
	産業地区4	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	■	■
	産業地区5	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	■	■
	複合地区1	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	■	■
	複合地区2	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	■	■
	住宅地区1	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	■	■
	住宅地区2	●	-	-	●	●	●	-	●	-	■	■	■
	教育地区	●	-	-	-	●	●	-	●	-	■	■	■

凡例： ●：規定あり（確認審査） ■：規定あり（届出） -：規定なし